



# TJ Prannarai

## COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21<sup>st</sup> Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

### タイ国 法律改訂情報 Vol. 23 (2012年11月15日発行)

みなさま、こんにちは。

今回のタイ国法律改定情報 Vol. 23 は

「退職金積立基金から支給される金銭又は恩典に対する所得税免除の原則、方法及び条件」

をお送りいたします。

#### 所得税に関する

#### 関税局長告示(第 223 号)

(ประกาศอธิบดีกรมสรรพากร

ประกาศอธิบดีกรมสรรพากร เรื่อง มาตรการยกเว้นภาษีเงินได้

「退職金積立基金法に基づき

退職金積立基金から支給される金銭又は恩典に対する  
所得税免除の原則、方法及び条件」

(เรื่อง กำหนดหลักเกณฑ์ วิธีการ และเงื่อนไข เพื่อการยกเว้นภาษีเงินได้

สำหรับเงินหรือผลประโยชน์ใดๆที่ได้รับจากกองทุนสำรองเลี้ยงชีพ

ตามกฎหมายว่าด้วยกองทุนสำรองเลี้ยงชีพ

ルアン カムノツラッケーンウィティーカーンレグアンカイ プアカーンヨックウエンパーสวีงนด์ไย  
ซัมลัปกงนัลปอนปุลาโย๊ดไยได ไตีร์ไดรัลัปจั๊กควอนตวันซัมลอนริยันชีบ  
ตำมกฏหมายว่าด้วยกองทุนสำรองเลี้ยงชีพ)

歳入法の課税の免除に関する項目に基づき公布された省令第 292 号(2012 年)により追加修正された、省令第 126 号(1966 年)第 2 項(36)に基づく権限により、関税局長は、退職金積立基金法に基づき退職金積立基金から支給される金銭又は恩典に対する所得税免除の原則、方法及び条件を規定する。対象は、死亡又は障害により退職する従業員、満 55 歳に達し定年退職する従業員、もしくはその他により退職する従業員とし、退職金積立基金に掛金を納めてあるが、当該従業員が死亡した、障害を負った又は満 55 歳に達した後に、基金より金銭又は恩典を受領する場合、以下の通りとする。

第1条 2011 年 6 月 27 日付所得税に関する関税局長告示(第 202 号)

「退職金積立基金法に基づき退職金積立基金から支給される金銭又は恩典に対する所得税免除の原則、方法及び条件」により追加修正された、2010 年 10 月 26 日付所得税に関する関税局長告示(第 188 号)「退職金積立基金法に基づき退職金積立基金から支給される金銭又は恩典に対する所得税免除の原則、方法及び条件」を廃止する。

第2条 本告示においては、次の通り定義する。

「退職金積立基金」とは、退職金積立基金法に基づく退職金積立基金を意味する。

「政府年金基金」とは、政府年金基金法に基づく政府年金基金を意味する。

第3条 死亡又は障害により退職する従業員もしくは満 55 歳に達し定年退職する従業員が退職金積立基金から金銭又は恩典を受領する場合において、当該金額を個人所得税計算の際に利益として計上しない措置を受ける場合、次の原則、方法及び条件に従い処理すること。

(1) 従業員が死亡により退職する場合、死亡証明書を提示すること。

(2) 従業員が障害により退職する場合、医療専門家としての認定を受け登録済みである医師の検査を受け、障害があるとの診断を受けた証拠を提示すること。

(3) 従業員が満 55 歳に達し定年退職する場合、退職金積立基金の会員であること。詳細は以下の通りである。

(ア) 連続した 5 年以上の期間退職金積立基金の会員であること。

加入期間が 5 年未満である場合、連続して 5 年に達するまで会員であること。又は次項の通り。

(イ) 現在退職金積立基金の会員であるが、政府年金基金に加入していたことがあり、当該基金より受領した金銭又は恩典の全額を退職金積立基金に納めていること。

政府年金基金の加入期間と退職金積立基金の加入期間の合計期間が5年以上であること。

(ア)及び(イ)に基づく退職金積立基金会員は、積立基金間で金銭又は恩典の移行があった場合、積立基金への加入期間が連続しているとみなす。

第1項に基づく退職金積立基金からの金銭又は恩典の受領は、退職金積立基金法に従って行うこと。

第4条 退職金積立基金から金銭又は恩典を受領する権利を有する55歳未満の従業員が退職するが、当該金銭又は恩典の全額は退職積立基金に納めたままにし、当該従業員が死亡した、障害を負った又は満55歳に達した時に当該金銭又は恩典を受領する場合において、当該金額を個人所得税計算の際に利益として計上しない措置を受ける場合、次の原則、方法及び条件に従い処理すること。

(1) 当該従業員が死亡した後に金銭又は恩典を受領する場合、死亡証明書を提示すること。

(2) 当該従業員が障害を負った後に金銭又は恩典を受領する場合、医療専門家としての認定を受け登録済みである医師の検査を受け、障害があるとの診断を受けた証拠を提示すること。

(3) 当該従業員が満55歳に達した後に金銭又は恩典を受領する場合、退職金積立基金の会員であること。詳細は以下の通りである。

(ア) 連続した5年以上の期間退職金積立基金の会員であること。

加入期間が5年未満である場合、連続して5年に達するまで会員であること。又は、次項の通り。

(イ) 現在退職金積立基金の会員であるが、政府年金基金に加入していたことがあり、当該基金より受領した金銭又は恩典の全額を退職金積立基金に納めていること。

(ア)及び(イ)に基づく退職金積立基金会員は、積立基金間で金銭又は  
恩典の移行があった場合、積立基金への加入期間が連続していると  
みなす。

第1項に基づく退職金積立基金からの金銭又は恩典の受領は、退職金  
積立基金法に従って行うこと。

第5条 本告示は、2010年1月1日より受領した課税所得に対し適用する。

2012年10月25日告示

関税局長

サーティット・ランカシリ

翻訳者：高野 香(TJ Prannarai Communication)

---

**タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。**

**次回は 12月20日(木) です。**

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいピック、知りたい情報などございましたら  
下記までご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [maeda@tjprannarai.co.th](mailto:maeda@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

## **日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス**

通訳サービスは半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。  
翻訳サービスはEmailもしくはFAXにて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もり  
いたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

**翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ**